

〈研究ノート〉

## 持分の定めのある医療法人の 出資持分評価に関する一考察 — 出資額限度法人を中心として —

石丸宏司

目次

はじめに

- 1 持分の定めのある医療法人の出資持分払戻し
- 2 出資額限度法人の出資持分払戻し
- 3 持分の定めのある医療法人の出資持分評価
- 4 出資額限度法人の出資持分評価

おわりに

はじめに

医療法では、医療法人は剰余金の配当をすることはできないとされているが、医療法人が解散した場合に残余財産が帰属すべき者を定款で定めることを許容する規定があるため、医療法人の解散時の残余財産の分配は基本的に定款自治に委ねられてきた。そして、医療法人の一部清算という面では解散による残余財産の分配と共通性をもつところの、出資者の退社による払戻しについても、基本的には定款自治に委ねられるものと解されてきた<sup>1</sup>。

医療法人のモデル定款では、出資額の払戻しについては、「出資額に応じて」請求することができるかと定めているが、この出資額に応じてという定款の解釈には、「出資額割合説」と「出資額説」の対立が存在しており、行政解釈や多くの下級審判決では「出資額割合説」による理解を示していた。出資額割合説では、医療法人の全財産に対して、出資割合に応じた額の請求ができると解するのに対して、出資額説では出資した額の限度でのみ請求できると

---

1 鹿野菜穂子（2011）「医療法人の定款における退社時出資金返還規定の解釈」『私法判例リマックス』43号、11頁。

解される<sup>2</sup>。

ところで、配当が禁止されている医療法人では、年月が経過するにしたがって資産が蓄積され増加するのが通常である。退社時点での増加した時価による純資産を基礎にした出資持分を払い戻すことになれば、その額は高額となり、医療法人の事業の継続が危うくなる可能性も出てくる<sup>3</sup>。出資持分払戻請求による事業継続危機の問題は、出資者の死亡により相続が開始された場合の出資持分の相続税負担についても同様である。

そこで、医療法人の関係団体は、出資持分払戻請求による事業継続危機の問題の解決策として、定款の出資額の払戻しの規定を、「出資額を限度として」とした出資額限度法人を考案した。

本稿では、出資額限度法人を含む持分の定めのある医療法人の出資額の払戻しと出資持分評価に関する判例を考察し、出資持分評価に関しての私見を述べる。

## 1 持分の定めのある医療法人の出資持分払戻し

### (1) 出資持分払い戻しに関する学説

医療法人のモデル定款では、出資額の払戻しについては、「出資額に応じて」請求することができると定めているが、この出資額に応じてという定款の解釈には、「出資額割合説」と「出資額説」の対立が存在しており、行政解釈や多くの下級審判決では「出資額割合説」による理解を示していた。出資額割合説では、医療法人の全財産に対して、出資割合に応じた額の請求ができると解するのに対して、出資額説では出資した額の限度でのみ請求ができると解される<sup>4</sup>。

出資額説は、医療法人の非営利法人としての性格、及び医療法人の経営基盤に対する影響という観点から展開された。北野弘久名誉教授は、「医療法人は営利法人ではなく公益法人類似の法人であり、剰余金配当の禁止、実質的に剰余金の分配となるような出資額の払戻の禁止などが『立法事実』であるといえよう。定款には『出資額に応じて払戻し』と規定するだけで、それ以上の規定は存在せず、その『比例の対象範囲』は明らかにされていない。のみならず、定款・寄付行為でそのような剰余金の分配になるような出資額の払戻しを許容する規定が存在する場合には、同定款・寄付行為は認可されない。解散の場合の財産の帰属についても当然に出資者に帰属するものとはされておらず、国、地方公共団体、特定医療法人、

---

2 首藤重幸(2014)「経過措置型医療法人と相続税・贈与税」税務事例研究 137号、76頁。

3 首藤重幸(2004)「医療法人の持分の払い戻しと相続税」『税務事例研究』80号、40-41頁。

4 首藤・前掲注2)、76頁。

特別医療法人などに帰属することを意図している。結論をいえば、『出資額のみを払戻し』と解すべきである<sup>5</sup>としている。

## (2) 出資額割合説を採用した最高裁判決<sup>6</sup>

### ① 事案の概要

Xは、医療法人Yの出資社員であったXのA及びBの死亡を原因とする退社によって発生した出資金返還請求権を相続等により取得したと主張して、Yに対し、出資金返還請求権の内金4億7110万1049円の支払いを求めた。

YはAが442万5600円を、Bが20万円をそれぞれ出資して設立された医療法人である。

Yの定款においては、社員になろうとする者は総会の承認を得なければならないと定められ（第5条）、退社理由としては総会の決議や死亡が掲げられており（第6条）、「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」と定められている（第8条）。

Aは昭和57年10月3日、Bは平成13年6月14日にそれぞれ死亡し、これによりYの社員の資格を失った。A死亡当時BはAの妻であり、X、J及びKはAとBの子である。

### ② 上告審判決

医療法44条、56条に照らせば、同法は、社団たる医療法人の財産の出資社員への分配については、収益又は評価益を剰余金として社員に分配することを禁止する医療法54条に反し

---

5 北野弘久（2005）「医療法人の出資額払戻しの評価」『税経新報』526号、45-47頁。

6 最高裁平成22年4月8日判決（平成20年（受）第1809号）判時2085号90頁、下級審、前橋地裁平成18年2月24日判決（平成16年（ワ）第21号）民集64巻3号623頁、東京高裁平成20年7月31日判決（平成18年（ネ）第1518号）民集64巻3号664頁。

この最高裁判決の評釈として、西内康人（2010年）「医療法人における出資金返還条項の解釈」判例セレクト2010〔I〕、倉地真寿美（2011年）「医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて返還を請求することができる旨の規定の解釈」別冊判例タイムズ32号、後藤元伸（2011年）「医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて分配する旨の規定がある場合における、同定款中の退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる旨の解釈」『民商法雑誌』143巻3号、佐藤雄一郎（2011年）「社団医療法人の社員の退社に際しての出資金返還額は、拠出額ではなく、退社時の資産総額に対する拠出割合によって算定するとされた事例」『年報医事法学』26号、山田創一（2011年）「医療法人における退社社員の出資の払戻請求権—医療法人愛全会訴訟最高裁判決を素材として—」『専修ロージャーナル』6号、山野目章夫（2011年）「退社した社員への出資額に応じた返還を定める医療法人の定款の解釈」『ジュリスト』1420号、柴田義明（2013年）「医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて分配する旨の規定がある場合における、同定款中の退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる旨の規定の解釈」『ジュリスト』1451号などがある。

ない限り、基本的にYが自律的に定めるところにゆだねていたと解されるところ、本件定款は、8条において「退職した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる」と規定するとともに、33条においてYの解散時における出資者に対する残余財産の分配額の算定について「払込出資額に応じて分配する」と規定する。本件定款33条が、Yの解散時においては、Yの残余財産の評価額に、解散時における総出資額中の各出資者の出資額が占める割合を乗じて算出される額を各出資者に分配することを求めていることは明らかであり、本件定款33条の「払込出資額に応じて」の用語と対照するなどすれば、本件定款8条は、出資社員は、退社時に、同時点におけるYの財産の評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算出される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当である。

B分の出資金返還請求権の額、Yが過去に和議開始の申立てをしてその後再建されたなどのYの財産の変動経緯とその過程においてBらの果たした役割、Yの公益性・公共性の観点等に照らすと、Xの請求は権利の濫用に当たり許されないことがあり得るといふべきである。したがって、B分の出資金返還請求権の額やXの請求が権利の濫用に当たるかどうか等について、更に審理を尽くさせるため、同部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

### (3) 本判決の意義

社員の死亡による出資金払戻請求権を相続した相続人が医療法人に対して払戻し請求をした事件で、本判決は、「出資額説」に立脚した原審の判決を覆し、「出資額割合説」に立脚する判決を示した。この判決により、内部留保の多い医療法人が社員の退社や死亡によって急に廃業に追い込まれるという可能性がより現実味をおびてきた<sup>7</sup>。

宮川裁判官は補足意見として、「出資社員の退社による返還請求額が多額となり医療法人の存続が脅かされるという場合があり得るとしても、当該医療法人の公益性を適切に評価し、出資者が受ける利益と当該医療法人及び地域社会が受ける損害を客観的に比較衡量するという、権利濫用法理の適用により妥当な解決に至ることが可能である。」と述べている。同意見からは、権利行使が利害関係者に損害を与える場合に権利の濫用に当たる可能性があることが窺われる。

なお、差し戻しの東京高裁で和解となったため権利の濫用の該当性については結論が出ていない。

---

7 首藤・前掲注2)、77-78頁。

## 2 出資額限度法人の出資持分払戻し

### (1) 出資額限度法人の意義

出資額限度法人は、出資持分のある医療法人の一類型であるが、医療法人の財産評価額や社員の出資割合にかかわらず、出資持分の払戻請求権及び残余財産分配請求権の及ぶ範囲が、当該社員が実際に出資した額そのものに限定される点に特徴がある<sup>8</sup>。社団医療法人において直ちに持分の定めのない医療法人に組織変更できない場合に、一旦出資額限度法人に変更することは、法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払戻しされるという「事実上の配当」とも評価されかねない事態の発生を防止し、医療法人の「非営利性」徹底に資すると同時に、社員の退社時や法人の解散時における払戻しされる額があらかじめ明らかになるので医療法人の「医療の永続性・継続性」の確保にも資するものである<sup>9</sup>とされた。

### (2) 出資額限度法人の出資持分払い戻しの事例<sup>10</sup>

#### ① 事案の概要

A は医療法人社団として昭和 31 年に設立された Z の理事長であり、中心人物であったところ、かねてより医療法人が出資者の死亡によりその出資持分の評価において、純資産価値も評価される結果、病院が広大な用地を有している場合には、出資者の相続による持分払戻請求によりその存立が危うくなることがあり、A の死亡後の Z の存続について心配し、その対策を検討していた。A の次男である B は、昭和 51 年 12 月に A の要請を受けて、Z に勤務することとし、昭和 62 年 4 月に Z の理事及び院長に就任した後、平成 6 年に A に代わって Z の理事長に就任した。B は理事長に就任後、Z の存続を望む A の意向を受けて、平成 8 年

---

8 厚生労働省医政局（2011）「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」委託先：株式会社川原経営総合センター 7 頁。

（[https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyokeiei/dl/houkokusho\\_shusshi\\_07.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyokeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf)、最終確認日 2023 年 10 月 11 日）。

9 厚生労働省医政局長通知「いわゆる『出資額限度法人』について」平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 26 号。

10 最高裁平成 15 年 6 月 27 日判決（平成 13 年（受）第 850 号 TAINS コード：Z999-5024。下級審、東京地八王子支部平成 12 年 10 月 5 日判決（平成 9 年（ワ）第 1338 号）TAINS コード：Z999-5013、東京高裁平成 13 年 2 月 28 日判決（平成 12 年（ネ）第 5508 号）TAINS コード：Z999-5046。安部勝一（2003）「医療法人への出資持分払戻請求事件（いわゆる八王子判決）から課税関係を考察する。」『税研』107 号では、本判決を受けて、出資額限度方式により出資金が払い戻された場合の課税関係について考察を行っている。また、安部勝一（2005）「医療法人が出資額限度法人に移行した場合の課税関係を考察する」『税研』114 号では、持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合の課税関係について考察を行っている。

6月17日付で出資払戻を制限する方向に定款変更を申請し、同月20日付で認可された。

Aは、平成8年6月27日に死亡し、Aの妻XがAの死亡による退社に基づく出資払戻請求権の全部を相続した。Xは、この請求権の額はZの純資産価額にXの出資持分割合を乗じた37億4900万円であると主張し、内金として13億円の支払いを求めて提訴した。それに対してZは、この請求権の額はAの当初の出資額である1087万1469円を限度とするものであると主張した。

## ② 控訴審判決

本件定款変更は、旧定款が認めていない持ち回り決議の方法によってされたとしても、結局のところ、Zの社員全員の同意を得ていると認められるのである。しかも、こうした定款変更は、Zの中心人物であり、Zの継続を願うAの意図を実現する目的でされたものであるから、たとえその定款変更の手続きに旧定款に違反する点があるとしても、その定款変更は有効にされたものというべきである。

AのZに対する出資額は1087万1469円であるので、同人の死亡によるZの退社に基づく出資持分払戻請求権を相続したXは、Zに対し、1087万1469円の支払いを求める限度で理由がある。

## (3) 本判決の意義

本判決は、出資持分の払戻しについて、出資額を限度とする払い戻しをするという定款変更を有効とした代表的な判決である。控訴審での判示に当該病院の継続を願う意図を実現する目的でされたものであるとした出資額限度法人への定款変更を最高裁でも認めたのであり、出資額限度法人制度創設の発端になった判決である。

## 3 持分の定めのある医療法人の出資持分評価

### (1) 出資持分評価に関する最高裁判決<sup>11</sup>

#### ① 事案の概要

医療法人AはBによって昭和30年に設立された社団医療法人であり、Bがその医療法人

---

11 最高裁平成22年7月16日第二小法廷判決(平成20年(行ヒ)第241号)判時2097号28頁。第一審、横浜地裁平成18年2月22日判決(横浜地裁平成15年(行ウ)第41号)税資256号順号10321。控訴審、東京高裁平成20年3月27日判決(東京高裁平成18年(行コ)第88号)税資258号順号10932。

この最高裁判決の評釈として、青木恵一(2010)「医療法人の出資持分評価と額面増資に対する贈与

の理事長であった。X<sub>1</sub>は昭和45年にBの長女であるX<sub>2</sub>と婚姻し、X<sub>1</sub>は昭和63年5月にBより医療法人Aの出資持分10口を代金1億1497万1180円（1口当たり1149万7118円）で譲り受け、同年6月に医療法人Aの理事長に就任した。

X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>の次女がX<sub>3</sub>、同じく長男がX<sub>4</sub>である（以下、X<sub>1</sub>からX<sub>4</sub>を「X<sub>1</sub>ら」（原告、控訴人、被上告人）という。）。

医療法人Aは、平成9年5月の定時社員総会において定款変更を可決し、同年8月に神奈川県知事に対して定款変更を申請し認可を受けた（以下、「本件定款変更」といい、変更後の定款を「新定款」という。）。

医療法人Aの変更前の定款は以下のような内容であった。（抜粋）

12条 退社した社員はその出資額に応じて払戻しを請求することができる。

但し、除名による退社の場合、出資額に応じた半額とする。

18条 12条に規定する払戻しの請求があった場合は1年以内にまず運用財産から支弁し、不足のある時は基本財産を処分して支弁する。

25条 本社の毎会計年度末に剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産に編入し、若しくは積立金とする。

46条 医療法55条1項4号、5号及び6号を除き、前項の規定により解散した場合における残余財産は、清算人が総社員の3分の2以上の同意を得、かつ県知事の許可を得て、その出資額に応じて社員に帰属せしめる。

---

税課税』『税理』53巻13号、平川雄士（2010）「社団医療法人の出資持分の評価が定款規程との関係で争われた事例」『ジュリスト』1413号、池本征男（2011）「社団医療法人の出資は、運用財産及び基本財産の合計額を基礎として評価することに合理性があるとされた事例」『国税速報』6143号、伊藤義一・土屋栄悦（2011）「医療法人の跛行増資があった場合における出資持分の評価について」『TKC税研情報』20巻3号、佐藤香織（2011）「医療法人が社員退社時の出資の払戻し等の対象を当該法人の一部の財産に限定する旨を定款で定めている場合に、贈与税の課税にあたり当該法人の財産全体を基礎として当該出資を評価することに合理性があるとされた事例」『税経通信』66巻4号、品川芳宣（2011）「医療法人の出資の評価と跛行増資に対するみなし贈与課税」『TKC税研情報』19巻6号、橋本守次（2011）「医療法人の跛行増資による出資持分の評価に係る最高裁判決と問題点」『月刊税務事例』42巻12号、宮本十至子（2012）「持分の定めがある社団医療法人の出資持分の評価とみなし贈与課税」『新・判例 Watch』10号、千田善造（2013）「持分の定めのある社団医療法人の出資の評価」『税理』56巻14号、司馬えんに（2014）「持分の定めのある社団医療法人の出資持分の評価」『税研』178号、林隆一（2016）「社団たる医療法人の出資持分の評価について」『税法学』575号などがある。

医療法人 A の新定款は以下のような内容であった。(抜粋)

12条 退社した社員は、退社時の本社の運用財産をその出資額に応じて払戻しを請求することができる。

但し、除名による退社の場合は半額とする。

18条 12条に規定する払戻しの請求があった場合は1年以内に支弁する。

25条 本社の毎会計年度末に剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産に編入し、若しくは積立金とするものとし、配当してはならない。

46条 医療法55条1項4号、5号及び6号を除き、前項の規定により解散した場合における残余財産のうち基本財産は国若しくは地方公共団体に帰属し、社員総会の決議により、県知事の許可を得て帰属先を定める。清算人が総社員の3分の2以上の同意を得、かつ県知事の許可を得て、その出資額に応じて社員に帰属せしめる。

また、残余財産の中に運用財産がある場合は、運用財産を同様の手続きをへて出資額に応じて社員に配分する。

49条 12条、25条、46条の規定の変更はできないものとする。

但し、医療法等関連法規の改正、医療制度等の変更があり、これらの条項が違反しない矛盾することとなる場合はこの限りではない。

医療法人 A の平成10年3月末時点における従業員数は255名であり、 $X_1$ は同年5月当時、医療法人 A の全出資口数110口のうち12口を所有し、Bが98口を有していた。

医療法人 A は同年5月の定時社員総会において、従前の出資口数110口を90口増資して200口とし、増資口数のすべてを $X_1$ らに対し割り当てることを可決し(以下、「本件増資」という。)た。

増資口数は従前の出資割合と異なり、 $X_1$ と $X_2$ に23口、 $X_3$ と $X_4$ に22口ずつそれぞれ割り当てることとし、定款で定められた1口当たり5万円を出資金額として払込んだ(以下、「本件出資」という。)。その結果、医療法人 A の口数はB 98口、 $X_1$  35口、 $X_2$  23口、 $X_3$  22口、 $X_4$  22口となった。

本件増資当時、運用財産は約17億円の債務超過、基本財産は約24億円であり、 $X_1$ らは運用財産を基に計算した持分評価は零円であるため受贈益はないものと判断し、平成10年分の贈与税の申告をしなかった。

これに対して、Y 税務署長(被告、被控訴人、上告人)は、平成13年6月1日付で平成10年分贈与税決定処分及び無申告加算税付加決定処分(以下、「本件各処分」という。)を行った。Y 税務署長が財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)194-2に基づいて評価

した増資後における医療法人 A の出資 1 口当たりの評価額は 379 万 3685 円となり、対価として支払った 1 口当たり 5 万円との差額について、相続税法 9 条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当すると判断した。課税価格はそれぞれ X<sub>1</sub> 約 4934 万円、X<sub>2</sub> 約 8610 万円、X<sub>3</sub> 及び X<sub>4</sub> 約 8236 万円であった。

本訴の主な争点は、本件出資が相続税法 9 条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当するか、どうかである。

## ② 上告審判決

相続税法 22 条は、贈与等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解され、医療法人 A の出資についても、この観点からその価額が評価されるべきである。

ところで、医療法人は、相当の収益を上げ得る点で一般の私企業とその性格を異にするものではなく、その収益は医療法人の財産として内部に蓄積され得るものである。そして、出資社員に対する社団医療法人の財産の分配については、剰余金の配当を禁止する医療法 54 条に反しない限り、基本的に当該医療法人が定款で定め得るのであって、出資社員が出資額に応じて退社時の払戻しや解散時の残余財産分配を受けられる旨の定款の定めがある場合、これに基づく払戻し等の請求が権利濫用になるなどといった特段の事情がない限り、出資社員は、総出資額中に当該出資社員の出資額が占める割合に応じて当該法人の財産から払戻し等を受けられることとなる。上記権利の内容は、自治的に定められる定款によってさまざまな内容となり得る余地があるものの、その変更もまた可能であって、ある一時点で定款の定めにより財産の分配が制限されたとしても、客観的にみた場合、出資社員は、再度定款変更を行うことにより、財産全体の払戻し等を求め得る潜在的可能性を有する。また、定款の定めのかんによって、当該法人の有する財産全体の評価に変動が生じないのはいうまでもない。

新定款においては、払戻し等に係る定めの変更を禁止する条項があるが、法令において定款の再度変更を禁止する定めがない中では、法的に当該変更が不可能になるものではない。また、基本財産と運用財産の範囲に係る定めは変更禁止の対象とされていないから、運用財産の範囲が固定的であるともいえない。そうすると、新定款の定めに基づく出資の権利内容がその後変動しないと客観的に認めるだけの事情はない。また、他に評価通達 194-2 の定めによる方法で新定款の下における医療法人 A の出資を適切に評価することができない特別の事情があることもうかがわれない。したがって、基本財産を含む医療法人 A の財産全体を基礎として評価通達 194-2 の定める類似業種比準方式により評価することには、合理性がある。

## (2) 問題の所在

本件は、持分の定めのある医療法人において、跛行増資を行って親子間で出資持分の移転を行った事案につき、相続税法9条にいう「著しく低い価額の対価で利益を受けた場合」に該当しみなし贈与課税が適用されるかどうかについて争われた。

その前提として、跛行増資の前に定款変更が行われ、所有資産等を基本財産と運用財産とに明確に区分し、基本財産は原則として処分してはならないこととした上で、社員は退社した場合に運用財産についてその出資額に応じて払戻しを請求することができると共に、医療法人Aが解散した場合に残余財産中の運用財産についてその出資額に応じて分配を受けることができることと定めた。さらにそれらの払戻し等に係る定めの変更を禁止する条項が定められている。

一審と上告審では、当該増資をみなし贈与に該当すると判断したのに対して、控訴審ではみなし贈与に該当しないと判断した。

相続税法22条は、贈与等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとしているが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解されるという見解は、一審、控訴審、上告審すべてにおいて一致している。判断が分かれたのは、定款変更をどのように解したかである。

## (3) 定款変更の出資持分評価への影響

新定款に関して、一審と上告審は、定款中に変更を禁止する条項があったとしても、法令において再度定款を変更することを禁止する定めがないことに加え、基本財産と運用財産の異動が禁止されてないことに触れ、基本財産と運用財産を区分することなく、評価通達194-2の定めにより評価することが合理的であると判示した。さらに上告審では、この判示の論拠として、「出資社員が出資額に応じて退社時の払戻しや解散時の残余財産分配を受けられる旨の定款の定めがある場合、これに基づく払戻し等の請求が権利濫用になるなどといった特段の事情がない限り、出資社員は、総出資額中に当該出資社員の出資額が占める割合に応じて当該法人の財産から払戻し等を受けられることとなる。」という最高裁22年4月8日判決<sup>12</sup>を引用している<sup>13</sup>。また上告審は、さらなる定款変更により標準的な出資の権利内容通

12 前掲注6)。

13 品川芳宣(2011)「医療法人の出資の評価と跛行増資に対するみなし贈与課税」『税研』155号、78頁では次のように述べられている。「この判決は、医療法人の社員の遺族が提起した『出資金等返還、損害賠償請求事件』という民事事件に係るものであるが、本件のような租税事件にも引用されていることが注目される。」。

りの請求をなし得る潜在的可能性について言及し、定款の定めのかんによって、当該法人の有する財産全体の評価に変動が生じないのはいうまでもないと判示した。

この点に関して、首藤重幸名誉教授は、「本最高裁判決の補足意見が強調しているように、定款の変更の後戻りが可能という場合であるにもかかわらず、財産区分にもとづく出資持分払戻請求の限定をする定款変更のみで、出資持分の評価が大きく変化し、税額が変化することを認めることは、課税の公平という点からは問題である」<sup>14</sup>と述べられている。

また、南繁樹氏は、本来であれば、「当事者の（租税回避などの）『真意についての事実認定が行われるべきであると思われる』が、『本件のような法人の持分については、取引その他の処分がなされることが必ずしも予定され』ない（補足意見）という社会的実態が真実であるとすれば、本判決は、原則と例外を逆転し、納税者に『特別の事情』の主張立証責任を課すことで妥当な解決をはかったものと理解され、やむをえない判断であると考える」<sup>15</sup>と述べられている。

一方、控訴審は、新定款の内容は課税上も有効であるとした。相続税法の規定の適用上、相続、遺贈又は贈与により取得した財産が、社団たる医療法人で出資持分の定めのあるものについて出資をした社員の有する権利である場合には、当該権利の法的性質及び内容に即してその評価をすることが必要である。上記の権利の内容は定款に定めるところによるものと解するのが相当であり、本件出資当時の医療法人 A の出資 1 口当たりの客観的交換価値を算定するために医療法人 A の所有資産の価値を考慮するにあたっては、運用財産の評価額から負債合計額を控除した額を基準とするのが相当であると判示した。

この控訴審判決に関して、水野忠恒名誉教授は、「東京高裁判決は、定款を重視するあまり、評価の問題から基本財産とされる金額を除外したため、本件の事案が、増資による有利発行による持分利益の移転があること、つまり、相続税法 9 条のみなし贈与の問題があることを全く無視してしまっている。敷衍するならば、増資により、相続税法 9 条の規定するのみなし贈与の問題の可能性があるにもかかわらず、変更した新定款のみを根拠にして、みなし

---

また、首藤・前掲注)、77 頁では次のように述べられている。「最高裁平成 22 年 4 月 8 日判決は、定款による出資持分請求権は原則として出資額割合説により評価されることになることを述べたのち、出資割合説による医療法人への請求が権利濫用を構成する場合があり、その場合には出資額割合説による請求が制限されることになるとした。例えば、出資額割合説により払戻請求権を評価する場合の退社した出資者が受ける利益と、それにより当該法人や地域社会が受ける損害とを比較衡量して権利の濫用法理の適用を判断することになる。」。

14 首藤・前掲注 2)、87-88 頁。

15 南繁樹 (2011) 「社団医療法人の跛行増資に対するみなし贈与課税処分に関し、出資持分の評価が問題とされた事例」山田二郎、大塚一郎 編『租税法判例実務解説 (判例実務解説シリーズ)』(信山社)、145 頁。

贈与の問題を論ずることをしなかったのは大きな誤りであるといわなければならない<sup>16</sup>、「本件医療法人が、定款変更のみにより、基本財産と運用財産とを区分した目的を見落としているというべきである。そもそも、法律の改正によるわけではなく、定款変更のみにより基本財産と運用財産とを区分した結果、従来の類似業種比準方式による同業者と持分の価値が急激に変化すること自体が不自然である。本件医療法人が急激に変化したという特段の事情もなく、ただ、会計のみで、基本財産と運用財産とを区分しただけで、持分の価値が急激に変化するというのは不合理である<sup>17</sup>と述べられている。

一方、上告審判決に否定的な意見もある。長島弘教授は、「本件では出資社員が出資額に応じて退社時の払戻しや解散時の残余財産分配を受けられる旨の定款の定めはない。将来的にそのように定款変更の可能性がある（蓋然性ではない）ことをもって課税するというが、その定款変更がなされたときに課税するのが筋であろう。相続税法9条の適用は、あくまでも利益を受けた時の時価をもとにするべきものであって将来の時価ではない<sup>18</sup>と述べられている。

医療法人の出資持分の評価について、定款の定めによらず、財産全体の払戻し等を求め得る潜在的可能性をもって評価通達により評価することは租税回避防止の観点から妥当であると考ええる。

## 4 出資額限度法人の出資持分評価

### (1) 出資額限度法人に関する通達

最高裁平成15年6月27日判決の判断に対して出資額限度法人の税務にかかわる通達が出されることになった<sup>19</sup>。

---

16 水野忠恒(2008)「医療法人の公益性と増資にかかる課税」『税務大学校論叢四十周年記念論文集』、374-375頁。

17 同上、392頁。

18 長島弘(2012)「みなし贈与/社団たる医療法人の出資持分の評価」『租税訴訟』5号、119頁。

19 厚生労働省医政局長通知「持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係について(照会)」(平成16年6月8日付医政発第0608002号)。

国税庁課税部長「持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係について(平成16年6月8日付医政発第0608002号照会に対する回答)」(平成16年6月16日付課審6-9外)。

(一部抜粋)

残存する他の出資者の有する出資持分の価額の増加について、みなし贈与の課税の問題が生じることとなるが、次のいずれにも該当しない出資額限度法人においては、原則として、他の出資者に対するみなし贈与の課税は生じないものと解される。

- ア. 当該出資額限度法人に係る出資、社員及び役員が、その親族、使用人など相互に特殊な関係をもつ特定の同族グループによって占められていること
- イ. 当該出資額限度法人において社員（退社社員を含む）、役員（理事・監事）又はこれらの親族等に対し特別な利益を与えると認められるものであること

上記に該当するかどうかは、当該出資額限度法人の実態に即して個別に判断されるものである。

その際、次に掲げるところに該当しない場合にあつては、上記アに該当しないものとされる。

(アについて)

- 1 出資者の3人及びその者と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第1項又は第2項に定める特殊の関係を有する出資者の出資金額の合計額が、出資総額の50%を超えていること
- 2 社員の3人及びその者と法人税法施行令第4条第1項に定める特殊の関係を有する社員の数が総社員数の50%を超えていること
- 3 役員のそれぞれに占める親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者の数の割合が3分の1以下であることが定款で定められていないこと

出資額限度法人での出資持分請求権は出資額に限定されることから、相続される出資持分請求権は出資額と評価されることになるが、実際に払戻しが起こった場合には、払戻しを受けた社員以外の社員の持分の評価が、純資産評価による財産価値から出資額を控除した分が増加することとなる。この増加につき、国税庁は、退社した社員から他の社員へのみなし贈与とする見解を明らかにしている<sup>20</sup>。この見解の背景には、医療法上は、再度の定款変更で「出資額を限度として」という部分を、変更前の「出資額に応じて」という定めに戻りさせ

20 首藤・前掲注22) 79-80頁。

ることを禁じられていないことなどがある<sup>21</sup>。

所定の4要件を満たす場合に限り限定的に税法上もその効力を認められるが、条件があまりに厳しいため、その取扱の適用を受ける医療法人がほとんど見受けられない状況にある<sup>22</sup>。

出資持分の払い戻し方式について、定款の決定という方法での医療法人の決定に任せるとした場合、多くが同族関係者で構成される医療法人の定款がめまぐるしく変更されることになれば、税務上の混乱や社員同士の不公平感につながりかねない。しかし、医療法人の経営が困難になることが予想される場合に経営の維持をするために定款を変更することは法人経営としての合理的選択であり、定款を出資額限度方式に変更しても相続税の負担を変更しないというのであれば、定款変更による経営の維持という行為を税務の観点から阻止していることになる<sup>23</sup>。持分評価の観点から言えば、定款変更の潜在的可能性を含めて時価を評価しているが、高い確度で想定しえるものはその想定による時価を付すべきである<sup>24</sup>。さらに、医療法人の出資持分の評価を、議決権の点など根本の性質において大きく異なる株式会社類似の方法で評価することになっていることにも問題がある。このような課税は、地域医療を支える医療機関の発展を阻害することになる。この問題は課税の公平等の問題といったもののみならず、社会的影響等の点からも再考されるべきである<sup>25</sup> という意見もある。

## (2) 出資額限度法人の出資持分評価の事例<sup>26</sup>

### ① 事案の概要

医療法人Iは、昭和54年に設立され、平成14年1月に出資額限度法人に移行した。設立時の出資持分910口は、名義貸し分を含め全て亡Hが所有し、X<sub>3</sub>に840口、X<sub>2</sub>に5口を贈与したが、X<sub>3</sub>及びX<sub>2</sub>の退社により、845口出資持分は出資金払戻請求権に転化して失われた。したがって、亡Hの相続財産となるのは、出資持分65口と認められる。

甲事件は、被相続人を亡Hとする相続(以下「本件相続」という。)につき、相続税の申

21 同上、80頁。

22 品川芳宣(2008)「医療法人の跛行増資に対するみなし贈与課税」『税研』141号、92-93頁。

23 首藤・前掲注3) 59頁。

24 長島弘(2017)「医療法人の出資持分と社員たる地位の不可分性」『税務事例』49巻8号、68-69頁。

25 長島弘(2016)「相続後に持分の定めのない社団医療法人に移行した医療法人の相続時の出資持分評価」『税務事例』48巻10号32、44頁。

26 広島高裁平成28年7月27日判決(平成27年(行コ)第16号)税資第266号-112(順号12890)、山口地裁平成27年4月15日判決(平成23年(行ウ)第12号、平成23年(行ウ)第15号、平成25年(行ウ)第3号)税資第265号-65(順号12648)、最高裁平成29年2月2日決定(平成29年(行ツ)第380号、平成29年(行ヒ)第252号)税資267号-25(順号12974)、平成23年6月28日裁決。

告をした X<sub>1</sub> が税務署長 Y から、本件相続に係る相続財産である医療法人 I の出資持分の評価に誤りがある等として再更正処分等を受けたため、その取り消しを求めた事案である。

乙事件は、相続税申告をした X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>、X<sub>5</sub>、X<sub>6</sub> 及び X<sub>7</sub> が、Y から亡 H の X<sub>3</sub> 及び X<sub>2</sub> に対する I の出資持分の贈与の事実、亡 J の X<sub>3</sub> に対する I の出資持分の贈与の事実をいずれも否定され、その出資持分は亡 H の相続財産に含まれるとして、また、I の出資持分の評価に誤りがあるとして、相続税の各更正処分を受けたため、その取消しを求めた事案である。

## ② 定款の変遷状況（概要）

### ア. 設立時

第 5 条 本社の社員となろうとする者は、すべて総会の承認を受け、且つ 1 口以上の出資口数を引き受けなければならない。

2 出資 1 口の金額は金 10 万円とする。

第 6 条 社員は次の事由により、その資格を失う

- (1) 総会の決議
- (2) 死亡
- (3) 除名

第 7 条 前条に定める場合の外、やむを得ない理由があるときは、社員はその旨を理事長に届け出て退社することができる。

第 8 条 退社した社員はその出資額に応じて、払戻しを請求することができる。

第 9 条 社員がその出資持分の一部、又は全部を譲渡するには社員総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により譲渡を受ける者は社員でなければならない

第 32 条 会議の議決事項につき、特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行うことができない。

第 37 条 本会社が解散した場合の残余財産は、解散当時の社員の払込済み出資額に応じて分配する。

イ. 設立時以降、後記ウまでの間における変更

第5条

1 本社の資本の総額は9100万円とし、社員となろうとする者は、すべて総会の承認を受け、且つ1口以上の出資口数を引き受けなければならない。

2 出資1口の金額は10万円とする。

第9条 (1項は変更なし)

2 前項の規定により譲渡を受ける者は社員でなければならない。但し相続の場合はこの限りにあらず。

ウ. 平成13年12月31日の臨時社員総会の承認、平成14年1月23日の山口県知事の認可による変更 (以下「平成13年改正定款」という。)

第5条

1 本社の資本の総額は9100万円とし、出資1口の金額は10万円とする。

2 社員になろうとする者は、すべて社員総会の承認を受けなければならない。

第8条 退社した社員はその払込済出資額を限度として、払戻しを請求することができる。

③ 第一審判決

出資社員に対する社団医療法人の財産の分配については、剰余金の配当を禁止する医療法54条に反しない限り、基本的に当該法人が定款で定めることができるのであって (医療法44条、56条)、出資社員が出資額に応じて退社時の払戻しや解散時の残余財産の分配を受けられる旨の定款の定めがある場合、これに基づく払戻し等の請求が権利濫用になるなどといった特段の事情がない限り、出資社員は、総出資額中に当該出資社員の出資額が占める割合に応じて当該法人の財産から払戻し等を受けられることとなる。

上記の出資持分に認められる権利内容は、自治的に定められる定款によって様々な内容となり得る余地があるものの、その変更もまた可能であって、ある時点における定款の定めにより、退社による払戻しを受け得るのが出資口数に応じた出資金に限定されるなどしていたとしても、客観的にみた場合、出資社員は、法令で許容される範囲内において定款を変更することにより、財産全体につき自らの出資額の割合に応じて払戻しを求め得る潜在的可能性を有するものである。そして、その法人の有する財産全体の評価は、定款の定めのかんによって変動が生じるものでもない。そうすると、持分の定めのある医療法人の出資は、定款

の定めのかんにかかわらず、基本的に上記のような潜在的可能性に相当する価値（出資社員が出資持分の口数の割合において分有する事業価値）を有するということができる。

評価通達 194-2 は、以上のような持分の定めのある医療法人及びその出資に係る事情を踏まえつつ、出資持分の客観的交換価値の評価を取引相場のない株式評価に準じて行うこととしたものと解される。そうすると、その評価方法によっては、当該法人の出資を適切に評価することができない特別の事情の存しない限り、これによってその出資を評価することには合理性があるというべきである。

#### ④ 控訴審追加判断

評価通達 194-2 は、客観的な交換価値の評価方法を明らかにしたものであるところ、その評価方法の中で、出資社員の構成を考慮すべき旨の定めはないし、同項が、出資社員の構成を考慮要素に含めるべきとの趣旨と解することもできない。なお、Iにおいて出資持分の払戻しが出資金払込額に限定する定款変更（平成 13 年改訂定款）がされたのに加え、社員の中で非出資社員が圧倒的多数を占めているとしても、それらは I の出資持分の客観的な交換価値に影響するものとは認められないから、上記の判断を左右するものではない。

### (3) 払戻し等を求め得る潜在的可能性

本件相続時の社員は、X<sub>1</sub>を含めて 5 名であった。X<sub>1</sub>以外の 4 人は他人であり、出資持分をもたない社員であった。定款に別段の定めがない場合、定款変更には社員の過半数の同意が必要となる。X<sub>1</sub>の持つ議決権割合は 20% しかないため、払戻しを制限した定款の再変更の可能性は低いと思われる。X<sub>1</sub>らは、本件は、同族出資社員が支配する医療法人の事案で出資社員の利益になる方向での定款変更がいつでも可能な事案に係る最判平成 22 年 7 月 16 日の射程外であると主張した。しかし、本判決は法的にはそのような定款変更が禁止されていないことを理由に、財産全体の払戻し等を求め得る潜在的可能性があるとして最判平成 22 年 7 月 16 日を踏襲した<sup>27</sup>。

また、I は平成 23 年 7 月 12 日に持分の定めのない医療法人に移行し、I の出資持分の価値は零となった。この持分の定めのない医療法人への移行の手続きは、本件相続発生前から進められており、財産全体の払戻しどころか、出資持分の価値がなくなる可能性も出ていた。しかし、本判決は、財産全体の払戻し等を求め得る潜在的可能性があると判示した。

---

27 長島・前掲注 25)、42 頁では、「たしかに最高裁平成 22 年 7 月判決は、出資社員の全員が同族関係者であるか否かなどを考慮していないが、それはこの事案の内容がその区別を必要としていなかっただけであり、これを同一にすべきと判示したわけではない」と指摘している。

さらに、X<sub>1</sub>の母親であるKも出資持分を相続したが、KはIの社員ではなかった。Iの定款によると社員の地位を得なければ出資金払戻請求も残余財産分配請求もできない。しかし本判決は「同人の取得した出資持分につき、客観的にみて、Iの財産全体につき自らの出資額の割合に応じて残余財産の分配を求め得る潜在的可能性がなかったとはいえないことからすれば、本件相続及び本件遺言により相続人が取得した65口については同じ評価方法で評価することを妨げる事情はない」と判示した。

潜在的可能性はあくまで払戻しが実現する可能性が全くないのかどうかを判断するものであり、少しでも可能性があれば潜在的可能性があるとみなす。払戻しが実現する可能性と実現しない可能性のどちらが高いかを判断するものではない。

#### (4) 医療法人の出資持分の評価方法

評価通達による評価について肯定的な意見として、須藤裁判官は最判平成22年7月16日判時2097号28頁(以下、最判平成22年7月16日という。)の補足意見として、持分評価の方法について「もちろん、経営指標等を厳密に精査してこれを基にして算定することがより望ましいには違いないが、その算定自体が実は不確実な将来予測を前提とするものであるがゆえに具体的な算定方法となると確としたものが成立しているとはいえず、他方において、大量、迅速、簡素な徴税費用による処理を求められる課税実務には、そのような複雑な算定方法は適切でもないし可能でもないだろう。しかも、課税の公平性の確保という要請は最大限に満たされなければならないから、財産基本通達による運用には特別な事情がない限り合理性が認められるというべきである。」と述べている。

否定的な学説として、「医療法人の出資の評価に類似業種比準方式を適用することについては、上場企業の類似業種の株価と比準するという同方式の趣旨に悖ることになる(上場企業に医療法人は存しない。)ので、一概に合理性があるとは認めがたい」<sup>28</sup>とするものや、「評価通達は、評価の安全性や画一性の名の下に、時価近似値を究極的に追及するように作られておらず、一種の疑似時価を生み出し、本来の時価に基づく公平な課税は多かれ少なかれ損なわれる」、「評価通達の基準自体、それが正確な推計方法であるという統計的な吟味を、事実審において経てきたわけではない」<sup>29</sup>とする説がある。

評価通達194-2についての肯定的な学説として、「医療法人の出資は、評価通達192-4において、医療法人の出資の評価を取引相場のない株式に準じて評価する旨定められている。医

28 品川・前掲注13)、79頁。

29 高橋祐介(2011)「社団医療法人の出資評価における定款の意義」『民商法雑誌』144巻2号、280-281頁。

療法人は、医療法人について営利法人化することを防止する目的の下に剰余金の配当を禁止しているものの、医療法人の行う医療事業の内容や経営形態が、一般の個人開業医と異なったものを要求されているわけではなく、一般の私企業とその性格を異にするものではないと認められることから、一般の中小企業の株式の評価方法が改定されたことを契機に、この評価方法との権衡を考慮して、社団たる医療法人の出資についても、取引相場のない株式に準じて評価することとして、評価通達 194-2 が定められているもので、この趣旨からすると、同通達は合理的と認められるから、同通達に定める評価方法によることが著しく不相当と認められる特段の事情がない場合には、医療法人の出資を取引相場のない株式に準じて評価することは相当である<sup>30</sup> という説もある。

否定的な学説として、「出資金の払戻請求権に制限がある上に議決権もない持分を会社の株式と同じ評価方法にすることに疑問を感じる」、「評価通達の、医療法人の出資の評価に関する規定はあまりにも脆弱である」、「このような脆弱な規定しかおいてない中で評価通達によるべきことを主張することが最大の問題であろう<sup>31</sup>」とする説がある。

評価通達 194-2 の問題は、株式評価では当然の前提として評価の指標となる議決権割合が全く考慮されていない点である。医療法人の議決権が持分と一体ではないという点では株式と異なるが、同族が有する議決権の割合で法人の意思決定に持つ影響力が変わる点は株式と同じである。財産全体の払戻し等を求め得る潜在的可能性は医療法人の意思決定に対する影響力により異なる。医療法人の同族が有する議決権の割合が低く、社員の地位にない持分権者が、財産全体の払戻し等を求め得る可能性は低いといえるだろう。

評価通達の指標に同族が有する議決権の割合を加えるべきである。

## おわりに

持分の定めのある医療法人の出資持分の払戻しについては、最高裁平成 22 年 4 月 8 日判決において、「出資額説」を採用した原判決を退け、「出資額割合説」を採用した。本判決により、内部留保の多い医療法人が社員の退社や死亡によって急に廃業に追い込まれるという可能性がより現実味をおびてきた。「出資額割合説」によらないケースとして「権利の濫用」に該当する場合が残されることとなった。今後は権利の濫用に当たる具体的なケースについて研究が必要となる。

一方、最高裁平成 15 年 6 月 27 日判決で定款変更による出資持分払戻しの制限は有効であ

---

30 水野・前掲注 16)、375-376 頁。

31 長島・前掲注 18)、119-122 頁。

るとされた。そして、相続税法上でも定款変更が有効であるかが注目されることとなったが、最高裁 22 年 7 月 16 日判決で、出資持分評価は定款の定めによらず、払戻しを受ける潜在的可能性により、出資額割合説すなわち評価通達による評価が合理的であるとされた。この判決には、定款変更を利用した租税回避を防止する意図が含まれている。その意味においてこの判決は妥当であると考ええる。しかし、評価通達は法源ではないため、安易に租税回避の防止に利用することには租税法律主義の観点から問題があると考ええる。

また、医療法人の出資持分の評価を規定している評価通達 194-2 に関しては、議決権割合や支配権の概念が全く反映されていない。株式評価ではその評価額に大きな影響を与える議決権割合や支配権の概念が医療法人の出資持分の評価において全く考慮されないのは問題があると考ええる。

## 参考文献

- 青木恵一（2010）「医療法人の出資持分評価と額面増資に対する贈与税課税」『税理』53巻13号。
- 安部勝一（2003）「医療法人への出資持分払戻請求事件（いわゆる八王子判決）から課税関係を考察する。」『税研』107号
- （2005）「医療法人が出資額限度法人に移行した場合の課税関係を考察する」『税研』114号。
- 池本征男（2011）「社団医療法人の出資は、運用財産及び基本財産の合計額を基礎として評価することに合理性があるとされた事例」『国税速報』6143号。
- 伊藤義一・土屋栄悦（2011）「医療法人の跛行増資があった場合における出資持分の評価について」『TKC 税研情報』20巻3号。
- 鹿野菜穂子（2011）「医療法人の定款における退社時出資金返還規定の解釈」『私法判例リマックス』43号。
- 北野弘久（2005）「医療法人の出資額払戻しの評価」『税経新報』526号。
- 倉地真寿美（2011年）「医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて返還を請求することができる旨の規定の解釈」別冊判例タイムズ32号。
- 厚生労働省医政局（2011）「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」委託先：株式会社川原経営総合センター（[https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyuu/igyokei/dl/houkokusho\\_shusshi\\_07.pdf](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyuu/igyokei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf)、最終確認日2023年10月11日）。
- 後藤元伸（2011年）「医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて分配する旨の規定がある場合における、同定款中の退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる旨の解釈」『民商法雑誌』143巻3号。
- 佐藤香織（2011）「医療法人が社員退社時の出資の払戻し等の対象を当該法人の一部の財産に限定する旨を定款で定めている場合に、贈与税の課税にあたり当該法人の財産全体を基礎として当該出資を評価することに合理性があるとされた事例」『税経通信』66巻4号。
- 品川芳宣（2008）「医療法人の跛行増資に対するみなし贈与課税」『税研』141号。
- （2011）「医療法人の出資の評価と跛行増資に対するみなし贈与課税」『TKC 税研情報』19巻6号。
- （2011）「医療法人の出資の評価と跛行増資に対するみなし贈与課税」『税研』155号
- 司馬えんに（2014）「持分の定めのある社団医療法人の出資持分の評価」『税研』178号。
- 柴田義明（2013年）「医療法人の定款に当該法人の解散時にはその残余財産を払込出資額に応じて分配する旨の規定がある場合における、同定款中の退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる旨の規定の解釈」『ジュリスト』1451号。
- 首藤重幸（2004）「医療法人の持分の払い戻しと相続税」『税務事例研究』80号。
- （2014）「経過措置型医療法人と相続税・贈与税」税務事例研究137号。
- 千田善造（2013）「持分の定めのある社団医療法人の出資の評価」『税理』56巻14号。

- 高橋祐介(2011)「社団医療法人の出資評価における定款の意義」『民商法雑誌』144巻2号。
- 長島弘(2012)「みなし贈与/社団たる医療法人の出資持分の評価」『租税訴訟』5号。
- (2017)「医療法人の出資持分と社員たる地位の不可分性」『税務事例』49巻8号。
- (2016)「相続後に持分の定めのない社団医療法人に移行した医療法人の相続時の出資持分評価」『税務事例』48巻10号32。
- 西内康人(2010年)「医療法人における出資金返還条項の解釈」判例セレクト2010〔I〕。
- 橋本守次(2011)「医療法人の跛行増資による出資持分の評価に係る最高裁判決と問題点」『月刊税務事例』42巻12号。
- 林隆一(2016)「社団たる医療法人の出資持分の評価について」『税法学』575号。
- 平川雄士(2010)「社団医療法人の出資持分の評価が定款規程との関係で争われた事例」『ジュリスト』1413号。
- 水野忠恒(2008)「医療法人の公益性と増資にかかる課税」『税務大学校論叢四十周年記念論文集』。
- 南繁樹(2011)「社団医療法人の跛行増資に対するみなし贈与課税処分に関し、出資持分の評価が問題とされた事例」山田二郎,大塚一郎編『租税法判例実務解説(判例実務解説シリーズ)』(信山社)。
- 宮本十至子(2012)「持分の定めがある社団医療法人の出資持分の評価とみなし贈与課税」『新・判例Watch』10号。
- 山田創一(2011年)「医療法人における退社社員の出資の払戻請求権—医療法人愛全会訴訟最高裁判決を素材として—」『専修ロージャーナル』6号。
- 山野目章夫(2011年)「退社した社員への出資額に応じた返還を定める医療法人の定款の解釈」『ジュリスト』1420号。

## 通達等

- 厚生労働省医政局長通知「持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係について(照会)」(平成16年6月8日付医政発第0608002号)。
- 「いわゆる『出資額限度法人』について」平成24年3月30日医政発0330第26号。
- 国税庁課税部長「持分の定めのある医療法人が出資額限度法人に移行した場合等の課税関係について(平成16年6月8日付医政発第0608002号照会に対する回答)」(平成16年6月16日付課審6-9外)。

A Study on the Valuation of Equity  
Interests in Medical Corporations with  
stipulated Ownership Interest  
— Focusing on corporations with  
limited investment amount —

Hiroshi ISHIMARU

Medical corporations that are prohibited from paying dividends typically accumulate and increase their assets over time. If a refund of equity based on the increased net assets at market value at the time of retirement is requested, the amount will be so high that the continuation of the medical corporation's business may be in jeopardy. The same problem of a business continuity crisis due to a request for a refund of equity interest also applies to the inheritance tax burden on the equity interest in the event of inheritance due to the death of an investor.

As a solution to the problem of business continuity crisis caused by claims for refund of capital contribution, the organizations concerned with medical corporations have devised a corporation with a capital contribution limit, in which the provision for refund of capital contribution in the articles of incorporation is "up to the amount of capital contribution.

In this article, I will consider the precedents concerning the refund of capital contribution and valuation of investment interest in medical corporations with stipulated Ownership Interest, including corporations with limited investment amount, and give my personal opinion on the valuation of investment interest.